

提供年月日：令和元年(2019年)7月23日
 部局名：総務部
 所属名：市町振興課
 担当名：財政係
 担当者名：中村、酒居、石井、寺村
 内線：3235
 電話：077-528-3235
 E-mail：bh0003@pref.shiga.lg.jp

令和元年度普通交付税等(市町分)の額の決定について

令和元年度に交付される普通交付税等の額が、7月23日総務省において決定されました。

I 交付決定額等の状況

《普通交付税＋臨財債》

対前年度で、**26億4,234万4千円の減額**（▲2.9%）（全国市町村分▲2.3%）

〈普通交付税のみでは、**6億3,209万7千円の増額**（+0.9%）（全国市町村分+1.8%）〉

(単位：千円、%)

区分	令和元年度(A)	平成30年度(B)	増減(A)-(B)	伸率	全国伸率
普通交付税額	73,456,290	72,824,193	632,097	0.9	1.8
臨時財政対策債	16,287,848	19,562,289	▲3,274,441	▲16.7	▲18.3
合計	89,744,138	92,386,482	▲2,642,344	▲2.9	▲2.3
地方特例交付金	1,560,864	1,255,122	305,742	24.4	26.4

注 1 数値は県内市町の合計です。平成30年度の普通交付税額は当初算定の額です。

2 臨時財政対策債は、地方一般財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行することができるもので、基準財政需要額から振り替えられて算定され、その算定額は発行可能額を示しています。

なお、これにかかる元利償還金は、翌年度以降、基準財政需要額に全額算入されます。

3 地方特例交付金は、所得税から個人住民税への税源移譲に伴い、個人住民税における住宅借入金等特別控除の実施による減収を補填するために交付されるものです。

なお、令和元年度および令和2年度においては、自動車税の環境性能割および軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減による減収を補填するため、自動車税減収補填特例交付金および軽自動車税減収補填特例交付金が交付されます。

4 普通交付税および臨時財政対策債の全国伸率は、各年度の不交付団体を除いた交付団体の市町村分の集計です。

II 交付決定額等のポイント

下記の理由から、基準財政需要額（臨時財政対策債振替前）が減少し、基準財政収入額が増加したことにより、普通交付税および臨時財政対策債の総額が減少した。

(1) 基準財政需要額・基準財政収入額[財源不足団体の状況]

《基準財政需要額》（臨時財政対策債振替前）

対前年度で、3億5,393万7千円の減額（▲0.1%）

【主な増要因】

- ・社会福祉費の増（子育て支援・障害者自立支援関係経費等の増に伴うもの）
- ・高齢者保健福祉費の増（介護給付費負担金等の増に伴うもの）
- ・林野水産行政費の増（森林環境譲与税の創設に対応した算定に伴うもの）

【主な減要因】

- ・包括算定経費の減（単位費用の見直しに伴うもの）
- ・合併算定替の段階的な縮減に伴う減

《基準財政収入額》

対前年度で、17億6,047万円の増額（+1.0%）

【主な増要因】

- ・市町村民税（所得割）の増（納税義務者数の増加に伴う増）
11億8,553万3千円の増額（+2.1%）
- ・固定資産税（家屋）の増（新築が取壊分を上回ったことに伴う増）
9億3,452万4千円の増額（+3.1%）

【主な減要因】

- ・地方消費税交付金の減（今年度11月末日が土曜日であることによる交付時期の次年度ずれ込みに伴う減、清算基準に用いる統計数値更新に伴う減）
6億8,284万9千円の減額（▲3.4%）
- ・市町村民税（法人税割）の減（調定実績は増となったものの、算定に用いる乗率の減に伴う減）
3億8,244万9千円の減額（▲3.6%）

(単位：千円、%)

区 分		令和元年度(A)	平成30年度(B)	増減(A)-(B)	伸率	全国伸率 (市町村分)
基準財政需要額	個別算定経費(a) ((b)、(c)、(d)除く)	203,692,463	202,293,258	1,399,205	+ 0.7	+ 0.5
	地域の元気創造事業費(b)	3,334,007	3,252,533	81,474	+ 2.5	+ 0.9
	人口減少等特別対策事業費(c)	3,855,137	3,839,013	16,124	+ 0.4	▲ 0.3
	公債費(d)	31,779,160	31,289,367	489,793	+ 1.6	▲ 2.3
	包括算定経費(e)	31,507,388	32,149,917	▲ 642,529	▲ 2.0	▲ 2.0
	合併算定替縮減額(f)	▲ 7,286,175	▲ 5,588,171	▲ 1,698,004	▲ 30.4	
	基準財政需要額(臨財債振替前) (g)=(a)+(b)+(c)+(d)+(e)+(f)	266,881,980	267,235,917	▲ 353,937	▲ 0.1	
	臨財債振替相当額(h)	16,287,848	19,369,100	▲ 3,081,252	▲ 15.9	▲ 18.3
	錯誤措置額(i)	26,654	308,560	▲ 281,906	▲ 91.4	
合計(g)-(h)+(i)	250,620,786 (266,908,634)	248,175,377 (267,544,477)	2,445,409 (▲ 635,843)	+ 1.0 (▲ 0.2)	+ 1.5 (▲ 0.1)	
基準財政収入額	176,941,731	175,181,261	1,760,470	+ 1.0		
錯誤による増減額	2,039	2,777	▲ 738	▲ 26.6		
基準財政収入額(錯誤含む)	176,943,770	175,184,038	1,759,732	+ 1.0	+ 1.1	

※令和元年度の財源不足団体について、対前年度との増減、伸び率を算出している。

※ () は臨財債を含んだ額

(2) 市町別普通交付税+臨財債および交付・不交付の状況(詳細は別紙のとおり)

①不交付団体

○ 不交付団体は2団体

栗東市：平成21年度以来10年ぶり

※大規模工場の稼働開始等による固定資産税(家屋・償却資産)が増加したため。

竜王町：平成30年度から引き続き

②交付団体

○ 4団体において普通交付税+臨財債が増加、13団体において減少

○普通交付税+臨財債において増減率の高い団体

★交付税額等の増加率の高い3団体

- ①草津市(+ 21.3%) +249百万円
②野洲市(+ 5.3%) +129百万円
③彦根市(+ 3.0%) +142百万円

★交付税額等の減少率の高い3団体

- ①日野町 (▲24.1%) ▲ 438百万円
②愛荘町 (▲ 8.8%) ▲ 203百万円
③多賀町 (▲ 7.9%) ▲ 72百万円

(3) 「児童虐待防止対策の強化に要する費用」に係る交付税算定

- 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童虐待防止対策の強化を図るために要する経費として、190 億円程度を算定
 - ・ うち市町村分としては、社会福祉費において子ども家庭総合支援拠点および要保護児童対策地域協議会への職員配置に要する経費を措置。
- 本県内市町においては、約 1 億 6,400 万円 の需要額を算定

(4) 市町村合併に伴う合併算定替の段階的縮減

- 合併 10 市町すべてについて、合併算定替を適用
合併算定替による交付基準額の増加額は、10 市町 約+30 億円
- 合併 10 市町すべてについて、合併算定替の額が段階的に縮減される
- 合併算定替の縮減による影響額（交付基準額） 約▲73 億円

※合併算定替：旧合併特例法に基づく合併の場合、合併後 10 カ年度（さらに 5 カ年度は激変緩和措置）、合併新法に基づく合併の場合、合併後 5～9 カ年度（さらに 5 カ年度は激変緩和措置）は、合併がなかったものと仮定して算定した普通交付税の額が保障されます。

合併算定替の段階的な縮減のイメージ

